




HACCP 支援法に基づく

「高度化計画」及び「高度化基盤整備計画」  
の作成の手引き〔卵製品〕



## 目 次

I. 手引きの目的.....	1
II. 「高度化計画」と「高度化基盤整備計画」の選択.....	1
III. 高度化基盤整備の内容.....	2
IV. 融資対象.....	10
V. 「高度化計画」、「高度化基盤整備計画」の書き方.....	13
【別添1】 [卵製品] 高度化基盤整備事項確認項目 .....	別添1 参照
【別添2】 [卵製品] 高度化基盤整備事項参考規定等リスト .....	別添2 参照
【別添3】 高度化基準のイメージ .....	別添3 参照
【別添4】 高度化計画申請書（様式） .....	別添4 参照
【別添5】 高度化基盤整備計画申請書（様式） .....	別添5 参照




## I. 手引きの目的

本手引きは、食品製造事業者が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 59 号。以下「HACCP 支援法」という。）を活用して、衛生・品質管理体制や施設・設備を改善することを推進するために作成したものです。

高度化計画または高度化基盤整備計画を作成する際の参考としてご活用いただき、自社製品の衛生・品質管理等の向上に取り組んでください。

## II. 「高度化計画」と「高度化基盤整備計画」の選択

衛生・品質管理等の体制や施設・設備を改善するための計画として、どちらを作成するかは以下のとおりです。

- ① HACCP 導入済みの場合  高度化計画
- ② HACCP を導入する場合  高度化計画
- ③ 将来的に HACCP 導入に取り組むが、まず高度化基盤整備事業のみ行う場合  高度化基盤整備計画

※HACCP を既に導入済みで、高度化基盤整備（p2～9）のみに取り組む場合は「高度化計画」を作成することになります。

### Ⅲ. 高度化基盤整備の内容

○ HACCP 支援法では、HACCP に取り組む場合や HACCP の前段階の高度化基盤整備に取り組む場合に、施設整備に対して日本政策金融公庫による長期融資について規定されています。

○ 「高度化基盤整備」は、HACCP 支援法では「製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備すること」と規定され（第2条第3項）、HACCP 支援法に基づく基本方針には、

① 食品を安全に保つ衛生水準及び事業者が目標とする一定の品質水準を確保するための取組

② 消費者の信頼を確保するための取組

が確実に実施できる施設及び体制の整備とされています。（基本方針第2第1項）

○ これらに該当するものであれば、その全部でも一部でも、計画の内容とすることができます。

※高度化基盤整備の内容に含まれるものであっても、融資対象とならない場合がありますので、IV 融資対象 をご確認ください。

#### 《例》

- 製造区域を清潔に保ち、食品への汚染を防止するため、従業員の手洗い施設を整備する。
- 原材料からの製品汚染を防ぐため、殺菌水濃度の自動管理が行える原材料洗浄機を整備する。
- 製造過程での衛生・品質水準が保たれているかを確認するため、検査室を整備する。

○ なお、高度化基盤整備の具体的な事項を「高度化基盤整備事項」として整理しましたので、ご活用ください。

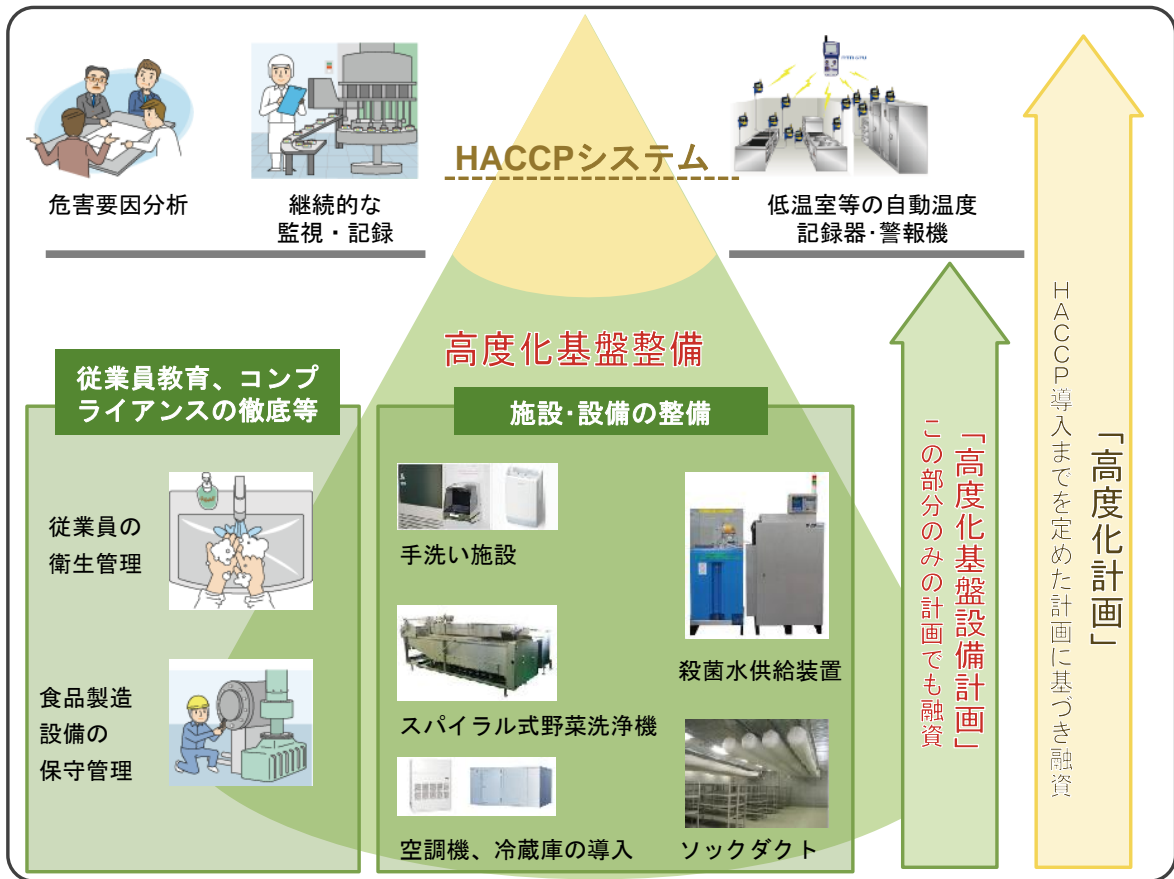


図 高度化基盤整備のイメージ

## 1. [共通] 高度化基盤整備事項

### [1] 趣旨

- 「高度化計画」または「高度化基盤整備計画」を作成する際、事業者の皆さんが、自らの取組を点検し、改善・実施する事項を検討する際の一助となるよう、高度化基盤整備の内容を具体的な事項として整理しました（p4～9）。
- この高度化基盤整備事項とした内容は、食品衛生法関係の規定、食品安全等に係る規格、消費者の信頼確保のために取り組むことが望ましい事項として国等が示しているガイドライン等に記載されている内容のうち、「高度化基盤整備」に該当する項目を集めたものです。

また、本事項は、既存の文書の文言をそのまま引用するのではなく、共通または類似する事項をまとめた上で、事業者の皆さんにとって分かりやすい表記にするよう努めました。

- なお、事業者の皆さんが高度化または高度化基盤整備に取り組む際は、これら全ての事項を実施しなければならないという訳ではありません。事業者それぞれの現状等を踏まえ、これらの事項の中から、今後、改善・更新あるいは新しく実施するものを選んで、計画を作成してください。  
(ただし、食品衛生法で実施が義務付けられているものが含まれていますので、それらの項目については、適切に実施する必要があります。)
  - 事業者が自らの取組について検討する際、本事項を参考に検討することで、どの取組を向上させると良いのか、どの点において HACCP 支援法による支援を受けるのが良いのか等が分かりやすくなると思いますので、計画作成のツールとしてご活用ください。
  - また、本事項を個別のチェックリストとして具体化したものを用意しています（別添1。※品目別のは、それぞれの指定認定機関が作成）。事業者における取組の確認にご活用ください。
- ※ 各事項を作成するために参考にした規定やガイドライン等を、別添2「[共通] 高度化基盤整備事項参考規定等リスト」に整理しています。

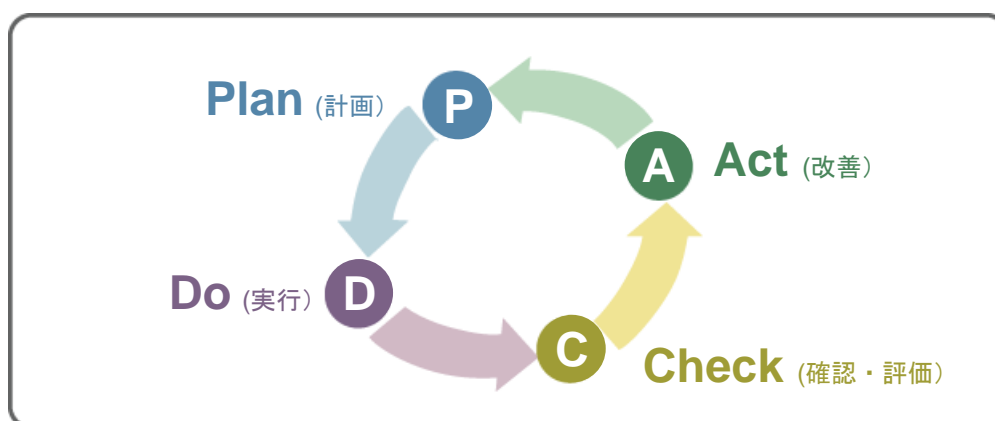
## [ 2 ] 構成

1. 組織の運営に関する項目（マネジメント） → 6 事項
2. 衛生・品質水準の確保に関する項目 → 6 事項
3. 消費者の信頼確保のための項目 → 3 事項

### (1) 組織の運営に関する項目（マネジメント）

組織を適切に運営（マネジメント）することは、食品の衛生・品質水準の向上と消費者の信頼確保のための取組の実効性を高めることにつながります。

各項目の内容は、「PDCA サイクル」の考え方を取り入れて、実施し、確認・評価し、改善することを継続していくことが重要です。



内容としては、以下のものが含まれています。

#### ① 経営者が果たすべき役割

- 経営者自らが、消費者基点に立ち、安全かつ適切な品質水準を満たす食品の提供に取り組む姿勢を盛り込んだ企業理念や経営方針等を策定する。
- 食品衛生管理者や食品衛生責任者、製造責任者を適切に配置し、意見を尊重する。
- 組織の運営に関する自社の取組の効果を定期的に検証し、見直す。 等

② 食品衛生管理者・食品衛生責任者または製造責任者（以下「衛生責任者」という。）が果たすべき役割

- 衛生責任者は、日常点検等衛生管理を計画的に実施し、食品衛生上の危害の発生防止のため必要な注意を行うとともに、経営者に対し意見を述べる。
- 衛生責任者は、汚染の可能性を特定し、適切な対応を行う。衛生上の取扱い等に関する文書を作成、食品取扱者に周知し、確認する。 等

③ 法令遵守と社会倫理に適合した行動（コンプライアンス）

- 消費者基点の考え方に立脚したコンプライアンスに関する方針を定め、その方針を社内外に明示するとともに、従業員の意識向上のための取組を実施する。
- 遵守すべき法令等を一覧としてまとめ、法規等の改正に伴い、関連する社内の方針や手順等を見直す。
- 社内方針や手順等に基づいて業務が行われているかを確認し、社内の方針や手順等を逸脱していた場合は、改善し、結果を記録する。 等

④ 従業員が必要な知識や技術を習得できる教育・訓練

- 衛生教育の手法及び手順を定め、食品取扱者に対する衛生教育を定期的の実施し、その記録を保存する。
- 教育・訓練の効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を修正する。 等

⑤ 緊急時の対応のための仕組みの整備

- 停電等の突発的事故発生時の施設等の保守・点検の手順、食品等の衛生的な取扱い手順等を定める。
- 緊急時の役割分担、関係者間の情報収集及び伝達する仕組みを整備する。
- 回収が必要な場合の責任体制、回収の判断基準、回収方法、保健所への報



告等の手順等を定める。

- 実例に基づいて緊急時の仕組み及び対応の見直しを実施する。 等

## ⑥ 食品安全への故意の危害を防止する対策（食品防御対策）

- 食品防御の観点から施設で製造管理上注意を要する区域を図面を用いて特定し、出入りを適切に管理する。 等

## (2) 衛生・品質水準の確保に関する項目

食品の安全性向上と、品質確保のために取り組む事項です。以下のとおり衛生・品質水準を変動させる因子（5M+1E）に着目して分類し、示しています。

### ① 製造・加工の施設・環境（Environment）を適切にし、管理すること

- 製品に悪影響を与えないよう、周辺環境、立地、仕様等を考慮して施設を整備し、製造工程の特性及び製品への悪影響の可能性に応じて保守する。
- 製品の製造・加工に必要なユーティリティー（蒸気、圧縮空気、二酸化炭素及び他のガス類、空調・換気、照明、水等）や、手洗い施設等の食品取扱者のための施設を整備し、清掃・洗浄、殺菌・消毒の方法・手順を設定して、管理する。
- そ族・昆虫等の施設内への侵入防止のための措置を講じ、これらが繁殖しないよう施設を適切に修理し、維持する。 等

### ② 装置・設備（Machine）の仕様、管理を適切にすること

- 食品の汚染や製造又は保管中の交差汚染防止のため、食品取扱装置・設備の仕様を定め、食品同士の接触面や包装材料の清掃・洗浄及び殺菌・消毒の方法・手順を設定する。
- 殺菌機や冷蔵庫など、温度管理を要する装置・設備は、速やかに設定温度が得られ、温度のモニタリング及び管理ができる。 等

### ③ 原材料（Material）の仕様、管理を適切にすること

- 原材料は製品の衛生・品質水準に大きく影響を与えるため、原材料の受け入れや取扱いの手順等を定め、管理する。 等

#### ④ 製造・加工に関わる人（Man）の行動、管理を適切にすること

- 食品取扱者の健康状態、服装、行動等について、衛生・品質水準の確保の観点から手順等を定め、実施・管理する。 等

#### ⑤ 食品等の取扱方法（Method）を適切に設定すること

- 原材料、製品、半製品及び手直し品等について、製造・加工、保管、運搬、販売の各段階における衛生的な取扱方法を定め、作業を標準化し、製品へ悪影響をもたらす生物学的、化学的、物理的要因を管理する。
- アレルギー物質の混入等を防止するため、設備の清掃・洗浄、原料の区分管理等を行う。 等

#### ⑥ 検査（Measure）を適切に実施すること

原材料、製造・加工工程及び製品の検査手順等を定め、結果を記録する。

- 検査結果を解析し、必要に応じて製造工程等の改善を行う。 等

### (3) 消費者の信頼確保のための項目

消費者が安心して食品を購入するためには、衛生・品質水準の確保以外にも、食品事業者が取り組むことが求められる事項があります。

#### ① 製品情報の管理

- 取引先・消費者から求められる内容を考慮し、管理する製品情報を設定し、その情報を整備する。
- 製品情報及び関連書類の取得・承認・保管・更新等の管理手順を定め、実施する。 等

## ② トレーサビリティの確保

- 食品とその情報を追跡できるよう、原材料の受入れから製品の運搬・保管・販売までの情報を管理し、関連する書類の作成及び記録の保存の手順等を定める。 等

## ③ コミュニケーション

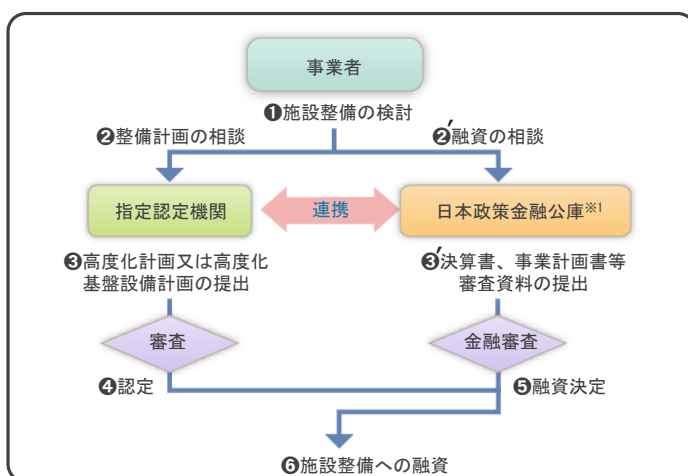
- 取引先・消費者が製品を安全かつ正しく取り扱うことができるように、注意書や取引先との情報の収集及び伝達を行う体制を整備する。
- 原材料及び製品の表示のための情報（根拠となる情報を含む）を管理し、記録・保管する。
- 製品への表示の印刷について、作成・発行・確認等の手順等を作成する。
- 問合せ・クレームについて、社内体制を整備し、責任者を定めて対応を管理し、記録する。 等

## IV. 融資対象

食品製造事業者が、高度化計画又は高度化基盤整備計画を作成し、指定認定機関の認定を受け、株式会社日本政策金融公庫※<sup>1</sup>の金融審査に通ると、融資を受けることができます※<sup>2</sup>。

※<sup>1</sup> 沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。

※<sup>2</sup> 事業着工後や設備購入後は融資対象外。



図：申込みフロー

### 1. 対象事業者

食品の製造又は加工の事業を行う方（中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下等）に限る）

〔必要要件〕

農林漁業者（その委託を受けた者を含む。）との間で、原材料として使用する農林畜水産物の品種、生産方法、調達規格、出荷方法、貯蔵方法等について取り決めを行う等により、1年以上の安定的な取引関係にあり、品質の安定を図るための措置を講じていると認められること。

### 2. 対象事業

指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づき実施する、施設・設備の改良、造成、取得等の下記事業（事業の実施に伴い必要となる特別の費用及び権利の取得を含む。）

- ① 建物の整備
- ② 衛生管理設備の設置
- ③ 監視制御システムのための機械・設備の設置

④ ①～③と併せて、一体的に導入する生産施設の整備

### 3. 融資期間

---

10年超 15年以内（うち据置期間3年以内）

### 4. 融資限度額

---

事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額

※対象事業④の生産施設の事業費については、既存処理能力の1.5倍相当分の事業費又は業界の標準的な事業費（対象事業①～③の合計額の範囲内）が融資対象事業費の上限。

## 5. 融資対象の例



## V. 「高度化計画」、「高度化基盤整備計画」の書き方

- HACCP 支援法に基づく金融支援を受けようとする場合、基本方針に基づき、食品の品目ごとに指定認定機関が作成する高度化基準（別添3）を満たした「高度化計画」または「高度化基盤整備計画」を作成し、指定認定機関に提出して認定を受けることが必要です。  
また、実際に融資を受けるためには、指定認定機関による計画認定だけでなく、日本政策金融公庫（※）による金融審査も受けることが必要です。

※沖縄の場合は、沖縄振興開発金融公庫。

- 高度化計画の認定を受ける場合は「高度化計画申請書」（別添4：様式）を、高度化基盤整備計画の認定を受ける場合は「高度化基盤整備申請書」（別添5：様式）を作成・提出してください。
- 計画内容を検討するに当たっては、高度化基盤整備事項（p4～9）を参考に、現在の取組状況を確認し、今後、改善・更新あるいは新しく実施する取組内容を計画に記載してください。